

★就労証明書を作成していただく事業者様へ
 伊勢市では、内閣府・厚生労働省が定めた標準的様式も使用していただけます。伊勢市のホームページに掲載してあります。

就労(予定)証明書

被

【 会社員・団体職員・パート・アルバイト等 】

- ・在籍の場合は在籍中、新規申込みの場合は申込中に丸をつけてください。
- ・同時に申込みきょうだい、既に保育所等に在籍しているきょうだいについて、全員分記入してください。

保護者記入欄	児童氏名	(年 月 日生)	在籍施設名	在籍中 申込中	
	児童氏名	(年 月 日生)	在籍施設名	在籍中 申込中	
	児童氏名	(年 月 日生)	在籍施設名	在籍中 申込中	
	勤務者氏名		児童との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()	
事業所記入欄	雇用形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> アルバイト <input type="checkbox"/> その他()			
	仕事の内容(具体的に)				
	勤務時間 (勤務する日に☑してください)	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金	時 分から	時 分まで	
		<input type="checkbox"/> 土曜日	<input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> 隔週 <input type="checkbox"/> 不定期()	時 分から	時 分まで
		<input type="checkbox"/> 日曜日 <input type="checkbox"/> 祝日	<input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> 隔週 <input type="checkbox"/> 不定期()	時 分から	時 分まで
		<input type="checkbox"/> 変則勤務	<input type="checkbox"/> シフト制(上記の時間帯のうち 時間勤務) <input type="checkbox"/> その他()		
	勤務しない日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 不定休(月 日)			
	1か月あたりの勤務時間	1日の勤務時間 時間 × 1か月の勤務日数 日 = 月 時間 ※休憩時間含む ※週 日勤務 × 4週			
	雇用年月日	年 月 日から <input type="checkbox"/> 雇用済 <input type="checkbox"/> 雇用予定 ※期限付雇用の場合：雇用終了予定日 年 月 日 更新予定 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
	休暇期間 ※現に取得している、または取得予定の場合に記入してください	<input type="checkbox"/> 産前産後休暇		年 月 日から 年 月 日まで	
		<input type="checkbox"/> 育児休業(休暇)		年 月 日から 年 月 日まで	
		<input type="checkbox"/> その他休暇		年 月 日から 年 月 日まで	
産後休暇または育児休業後の職場復帰日 ※過去1年以内に職場復帰された場合は必ず記入してください		年 月 日 職場復帰(予定)			
勤務場所(所在地) ※下記の事業所証明欄と勤務地が異なる場合に記入してください					
事業所証明欄	上記の内容に相違ないことを証明(確認)します。				
	年 月 日				
事業所所在地： 事業所名： 代表者： 電話番号：					

※就労証明書の押印が原則不要となりますが、必ず事業所が作成してください。

(保護者が記入または訂正したものは無効となります。鉛筆・消せるボールペンでの証明不可、修正液等による訂正不可。)

※押印のない就労証明書を偽造、変造(無断作成、改変)した場合には、有印私文書偽造罪・変造罪が成立する可能性があります。

また、就労証明書に係る電子データに無断作成・改変を行った場合には、電磁的記録不正作出罪が成立する可能性があります。

※上記証明内容について、市から事業所に問い合わせることがありますので、予めご承知おきください。

※無収入の手伝い等は就労とは認められません。源泉徴収票または給与明細書の写しを求める場合があります。